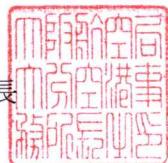




分総第 388 号
令和元年12月19日

社団法人熊本県建築士会 事務局長 殿

国土交通省大阪航空局
大分空港事務所長



空港周辺における航空法に定める建造物等設置の制限について

平素は、大分空港の管理、運用にご協力頂き厚く御礼申し上げます。

空港周辺においては、航空機が安全に離着陸するため空港周辺の一定空間を障害物がない状態にしておく必要があるため、航空法第49条第1項及び第56条の3第1項において建造物、植物その他物件について、設置、植栽、又は留置することを禁止する制限を課した表面を設定しております。

つきましては、大分空港の本制限に関して貴会における周知協力を宜しくお願いします。

(問い合わせ)

〒873-0421

大分県国東市武蔵町大海田

大分空港事務所 総務課

TEL 0978-67-3771

[添付書類]

- ・航空法第49条、第56条の3抜粋
- ・大分空港周辺における高さ制限のお知らせとお願い（イラスト）
- ・大分空港事務所からのお知らせ＋大分空港制限表面区域図
- ・「空港周辺における建物等設置の制限」（パンフレット）



【航空法第49条】

何人も、空港について第40条（第43条第2項において準用する場合を含む。）の告示があつた後においては、その告示で示された進入表面、転移表面又は水平表面（これらの投影面が一致する部分についてはこれらのうち最も低い表面とする。）の上に出る高さの建造物（その告示の際に現に建造中である建造物の当該建造工事に係る部分を除く。）、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置してはならない。ただし、仮設物その他の国土交通省令で定める物件（進入表面又は転移表面に係るものと除く。）で空港の設置者の承認を受けて設置し又は留置するもの及び供用開始の予定期日前に除去される物件については、この限りではない。

2 空港の設置者は、前項の規定に違反して、設置し、植栽し、又は留置した物件（成長して進入表面、転移表面又は水平表面の上に出るに至つた植物を含む。）の所有者その他の権原を有する者に対し、当該物件を除去すべきことを求めることができる。

3 空港の設置者は、第1項の告示の際に現に存する物件で進入表面、転移表面又は水平表面の上に出るもの（同項の告示の際に現に存する植物で成長して進入表面、転移表面又は水平表面の上に出るに至つたもの及び同項の告示の際に現に建造中であつた建造物で当該建造工事によりこれらの表面の上に出るに至つたものを含む。）の所有者その他の権原を有する者に対し、政令で定めるところにより通常生ずべき損失を補償して、当該物件の進入表面、転移表面又は水平表面の上に出る部分を除去すべきことを求めることができる。

【航空法第56条の3】

何人も、第56条第1項に規定する空港について前条第2項において準用する第40条の告示があつた後においては、その告示で示された延長進入表面、円錐表面又は外側水平表面（これらの投影面が一致する部分については、これらのうち最も低い表面とする。）の上に出る高さの建造物（その告示の際に現に建造中である建造物の当該建造工事に係る部分を除く。）、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置してはならない。

2 第49条第1項ただし書の規定は、円錐表面及び外側水平表面について準用する。

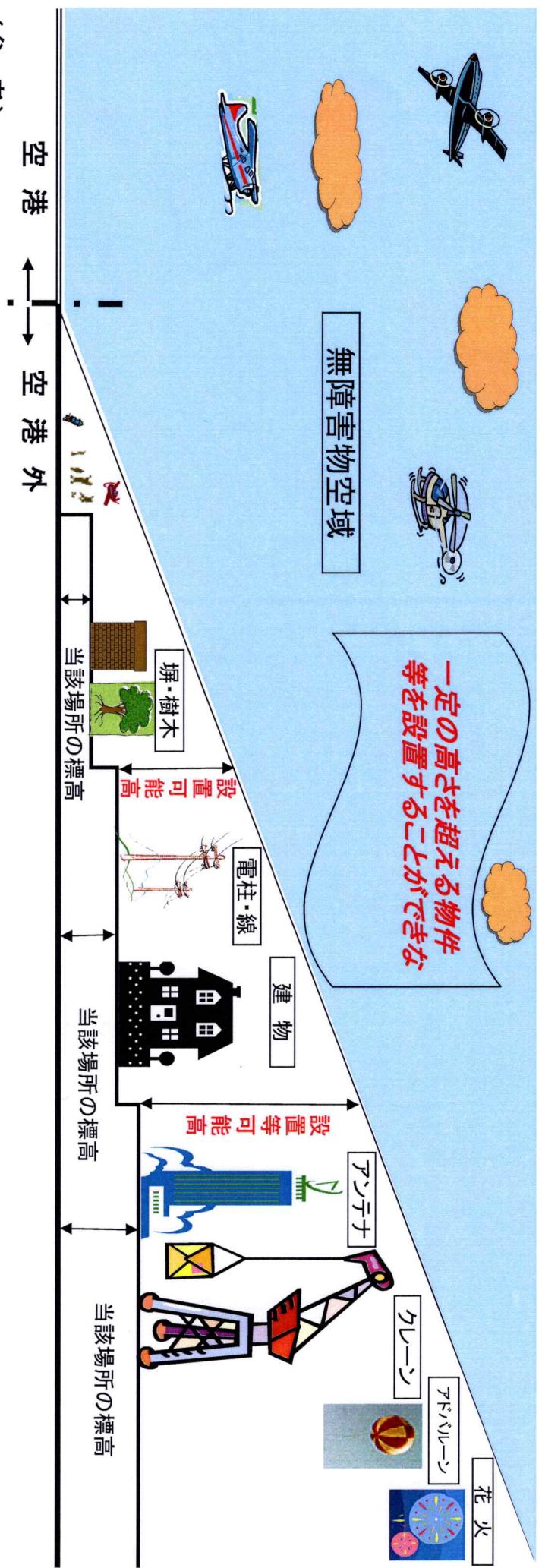
3 第49条第2項の規定は第1項の規定に違反する物件について、同条第3項から第8項までの規定は第1項の告示の際に現に存する物件で延長進入表面、円錐表面又は外側水平表面の上に出るものについて準用する。

大分空港周辺における制限の知識とお願い

空港周辺では、航空の安全を確保するために周辺の一定空域を障害物が無い状態にしておく必要があり、航空法という法律で各空港に一定の高さを超える物件等を設置できない制限表面を設定し、その制限表面の上に出る高さの建造物、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置することを禁止しております。なお、各空港ごとに制限表面の範囲が設定されておりますので、国土交通省大阪航空局ホームページをご覧になられるか、お気軽に下記までお問い合わせ願います。

【問い合わせ先】国土交通省大阪航空局 大分空港事務所 TEL 0978-67-3771 FAX 0978-67-3780

○空港の標高(海拔)を基準とします【※標高とは、東京湾平均海面(TP)からの高さのことです。】



(参考)

物件等の中には、建築物はもとより、クレーン等の設置、無線やテレビアンテナの設置、樹木、アドバルーンの浮揚などがあり、ラジコン機や打ち上げ花火なども対象となります。なお、物件によっては承認できるもの若しくは届出を要するものがございますので、上記までお気軽にお問い合わせ下さい。

大分空港事務所からのお知らせ

大分空港周辺では、航空の安全を確保するため、一定の空域（右の図の区域）を障害物がない状態にしておく必要があり、高さ制限（進入表面・転移表面・水平表面・延長進入表面・円錐表面・外側水平表面）を設けています。（法律：航空法第49条）

対象区域内で物件等の設置工事や工事用等クレーンの使用を行う場合は、事前に大分空港事務所までお問い合わせいただければ、高さ制限表面を突出するか否かの確認をさせていただき、ご回答いたします。

なお、物件等には、TVアンテナ・看板・電線・電信柱、あるいは上空に浮揚するアドバルーンやラジコン機等も該当します。航空の安全確保を図っていくため、みなさんのご理解とご協力をお願い致します。

詳しくは、下記の大分航空局 大分空港事務所まで、どなたでもお気軽にお問い合わせ下さい。

※ お問い合わせ先

国土交通省 大阪航空局 大分空港事務所
TEL 0978-67-3771
FAX 0978-67-3780

